

最高裁秘書第906号

令和6年4月12日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長

司法行政文書不開示通知書

令和6年3月13日付け（第050407号）で申出があり、同月14日付け（同月18日受付）で補正がされました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

- (1) 最高裁判所事務総局行政局第一課事件係に送付された受理報告及び終局報告のうち、老人福祉法11条1項2号に基づくやむを得ない事由による措置の取消請求に対する判断が判決主文に含まれているもの（令和5年分）
- (2) 最高裁判所事務総局行政局第一課事件係に送付された受理報告及び終局報告のうち、高齢者虐待防止法13条に基づく面会制限の取消請求に対する判断が判決主文に含まれているもの（令和5年分）

2 開示しないこととした理由

1の各文書は、いずれも存在しない。

(注) この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（本通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して3か月の間、最高裁判所事務総局秘書課に対して苦情の申出をすることができます。

(担当) 秘書課（文書開示第二係） 電話03（4233）5240（直通）